

✚ 貨物概要

海水から不純物を除去した後、乾燥し、化学的方法により塩化ナトリウム分を約 30% まで減少させた無機混合物。

主要な成分

塩化マグネシウム	38.5%
塩化ナトリウム	30.5%
硫酸ナトリウム	19.9%
塩化カリウム	5.4%
臭化カリウム	0.7%
塩化カルシウム	0.1%

用途

化粧品の原料

✚ 分類

関税率表第 3824.99 号－4（統計番号 3824.99-999）の、他の項に該当しない化学工業調製品

✚ 分類理由

海水を単に乾燥して得た塩ではなく、化学的方法によりその成分割合を調製して製造されたものですので、第 25.01 項には分類されません。また、第 30 類の医薬品として調製されたものではなく、第 33.07 項の浴用塩でもないことから、他に該当する項のない化学工業の調製品であり、上記のとおり分類されます。

▲ ▲ ▲

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）